

## 離縁の際に称していた氏を称する届

養子縁組により氏を改めていた養子は、養子離縁をすることで養子縁組を行う直前の氏にもどることになるのが原則ですが、家庭裁判所の許可を得ることなく呼称上の氏を離縁の際に称していた氏と同じ氏に変更するのが、この届（以下「73条の2の届」）です。

この届は7年以上継続して養子であった者に限られます。

根拠法令	戸籍法73条の2、民法第816条
届出期間	離縁日から3か月以内（養子離縁届と同時に提出することもできます）
届出地	届出人の本籍地又は所在地
届出人	氏を変更する本人（養子離縁で氏を改めた者あるいは改めるべき者）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・届書：離縁の際に称していた氏を称する届記入例は下記をご覧ください。 ※戸籍全部事項証明書の添付は不要です。</li><li>・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）</li></ul>
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・届書の署名・押印は、届出時点の氏名になります。</li></ul>
関連の届出	
教示	離縁の際に称していた氏を称する届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

離縁の際に称していた氏を称する届  
(戸籍法第73条の2の届)

令和6年3月1日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知	

(1)	(よみかた) 離縁の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離縁届とともに届け出るときは離縁前の氏名)	
	しょうわ 氏 庄和	たろう 名 太郎	昭和・平成 39年 5月 15日生
(2)	住 所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2(番地) 番号 (方書・マンション名)	
		世帯主 の氏名 庄和 太郎	
(3)	本 籍	(離縁届とともに届け出るときは、離縁前の本籍)	
		埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) 1(番地) 番	
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離縁の際称していた氏)
		庄和	しょうわ 庄和
(5)	縁組年月日	昭和・平成 11年 2月 10日	
(5)	離縁年月日	昭和・平成 23年 12月 12日	
(6)	離縁の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
		埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) 1(番地) 番	
(7)	そ の 他		
(8)	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	庄和 太郎 印	

※この届出は、縁組してから7年経過していないと届出することができません。  
 ※縁組前の氏に戻した方がこの届出を出す場合は、3か月以内であれば届出することができます。また、この届出を出された方が、縁組前の氏に戻る場合は、住所地を管轄する家庭裁判所の許可が必要です。  
 ※持参するもの 印鑑

連絡先	電話048 (736) 1111
	☎・携帯・勤務先・呼出